

鳥取市公共交通空白地有償運送運行管理支援業務仕様書

1 業務名

鳥取市公共交通空白地有償運送運行管理支援業務

2 業務の目的及び内容

本件業務の内容等は、以下のとおりとする。

(1) 目的

本市の公共交通空白地域において、NPO法人等の運行主体が実施する自家用有償旅客運送（共助交通）について、適正かつ合理的で持続可能な運行管理を行うため、共助交通及び運行管理のノウハウを有する民間事業者に対して運行管理にかかる支援業務を委託する。

(2) 委託業務の内容

本市が運営を補助する自家用有償旅客運送（以下、「本件運行」）に関し、別紙1第1号に記載の6運送に係る運行管理支援業務（以下、「本件運行管理支援業務」という。）および本件運行管理業務に関連する業務（以下の業務に限る。）の支援を行う。

①本件運行管理支援業務の実施

ア) 本件運行を行う者（以下、「本件運転者」という。）のうち、自家用有償旅客運送自動車の運転者としての要件を備えない者に対する道路運送法施行規則第51条の17第3項第1号に基づく運転禁止指示

イ) 道路運送法施行規則第51条の17第3項第2号に基づく本件運転者に対する適性診断の受講指示

ウ) 道路運送法施行規則第51条の19に準じた本件運行に係る本件運転者および車両の配置を記した運行計画（以下、「本件運行計画」という。）の作成

エ) 道路運送法施行規則第51条の21に準じた異常気象時等における措置

オ) 道路運送法施行規則第51条の22第1項に基づき、本件運行車両に乗務しようとする本件運転者に対して点呼を行い、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無について報告を求めると共に確認（酒気帯びの有無について確認を行う場合には、本件運転者の状態を目視等で確認するほか、当該本件運転者の属する事務所に備えられたアルコール検知器を用いて検査を行うことを含む。）を行い、必要に応じて自家用有償旅客運送自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えること（遠隔により行う場合を含み、総称して、以下、「点呼等」という。）の実施、ならびに道路運送法施行規則第51条の22第1項に定める事項を記載した点呼等の記録（以下、「本件点呼等記録」という。）の作成および保管

カ) 本件運行車両に乗務した本件運転者が道路運送法施行規則第51条の2

2 第4項各号に定める事項を記載した乗務記録（以下、「本件乗務記録」という。）の作成および提出を本件運転者に対して指示することならびに提出を受けた本件乗務記録の保管

キ) 道路運送法施行規則第51条の23第1項各号に定める事項を記載した本件運転者毎の運転者台帳（以下、「本件運転者台帳」という。）の作成および保管

ク) 本件運行車両に事故が発生した場合に、当該事故に関する道路運送法施行規則第51条の25第2項各号に定める事項の記録（以下、「本件事故記録」という。）の作成および保管

ケ) 本件運行車両に係る事故が発生した時の本市及び運行主体による当該事故処理の支援

コ) 本件運行管理業務に必要な備品の手配・設置・点検等の支援

② 法定報告書の作成支援

ア) 道路運送法第79条の9第1項及び旅客運送事業等報告規則2条の2に基づき運行主体が作成する輸送実績報告書の作成支援および補助

イ) 道路運送法第79条の10に基づき運行主体が作成する事故報告の作成支援および補助

ウ) 運行主体が行う自家用有償旅客運送に関する苦情の処理の支援、及び当該苦情処理に関して道路運送法施行規則第51条の30第2項各号に定める事項の記録の作成および保管に係る支援

③ 運行主体が実施する自家用有償旅客運送の合理化や効率化に関する助言

④ 本件運行管理支援業務の実施にあたって必要な現地調査及び運行主体との打合せ、体制構築等の業務

⑤ 本件運行に係る運行管理を支援する者（運行管理の代行者）としての業務

(3) 委託期間

委託期間は、契約締結日から令和7年3月31日までとする。

(4) 運行管理支援業務の実施期間

運行管理業務の実施期間は、運送毎に別紙1第2号に定めるとおりとする。なお、運行管理業務の実施期間の開始前に、本市及び運行主体と導入にあたる打ち合わせ及び各地域の現地調査と実施に必要な体制構築を行い、双方が合意の上で業務を推進するものとする。

(5) 成果物

受注者は、委託期間終了後、本市への成果物として、業務実績報告書を提出する。また、受注者が各運行主体へ提出する成果物は次のとおりを基本とするが、その納品範囲については本市及び各運行主体との協議にて決定することとする。

ア) 本件運行計画

イ) 本件点呼等記録

ウ) 本件乗務記録

エ) 本件運転者台帳

オ) 本件事故記録

(6) 納入日等

各成果物の納入日は次のとおりを基本とする。アは、本市へ納入し、イからカまでの成果物は、本市及び運行主体と協議して決める。

ア) 業務実績報告書…委託期間終了後、14日以内

イ) 本件運行計画…作成依頼があった日から、14営業日（受注者が稼働している日をいう。以下、同じ。）以内

ウ) 本件点呼等記録…本件運行がされ、かつ、受注者が点呼等を行った場合に、当該本件運行の当日

エ) 本件乗務記録…本件運行がされ、かつ、受注者が点呼等本件運行管理支援業務の全部または一部（但し、本件乗務記録に係る業務が含まれている場合に限る。）を行った場合に、当該本件運行の当日

オ) 本件運転者台帳…作成依頼があった日から、14営業日以内

カ) 本件事故記録…事故が発生した日から、3営業日以内

3 本件運行管理支援業務の実施に必要な備品等

本件業務の実施にあたって、必要となる備品等は受注者が手配、準備するものとし、必要経費として計上するものとする。

受注者が準備した備品等を各運行主体へ貸与する場合は、受注者と運行主体の間で貸借契約を締結するものとする。

4 再委託の制限等

受注者は、本件運行管理支援業務の全部または一部を第三者に委託または請け負わせてはならない。

5 秘密の保持

本件運行管理支援業務の履行に関して知り得た情報を他に利用、開示してはならない。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するものとし、データの秘密保持について万全の管理を行うこと。

6 その他

(1) 運行管理支援業務の実施期間の開始前に本市及び運行主体と導入にあたる打ち合わせ及び各地域の現地調査と実施必要な体制構築を行い、双方が合意の上で業務を推進するものとする。

(2) 本契約の委託料は各地域の運行実績（運行日数）に応じて契約価格を上限に精算を行う。精算時は、契約時に設定した日額管理業務費を参照することとする。

(3) 本仕様書に定めのない事項が生じた場合については本市及び受注者で協

議する。

別紙1

(1) 委託業務対象とする運送

名称	運行主体	運送の区域
ふるさとバス	特定非営利活動法人 OMU	御熊、内海中、白兔、小沢見、三津地域
いきいき国英コミュニティバス	いきいき国英ふるさとづくり協議会	河原町国英地区
いきいき社バス	いきいき社まちづくり協議会	用瀬地区
さじ未来号	特定非営利活動法人 さじ未来	佐治地区
大和ふれあいタクシー	大和地区まちづくり協議会	大和地区
さんき楽楽バス	ふるさと散岐地域づくり協議会	河原町散岐地区

(2) 運行管理支援業務実施期間

名称	業務実施期間
ふるさとバス	令和6年7月1日から令和7年3月31日まで
いきいき国英コミュニティバス	令和6年7月1日から令和7年3月31日まで
いきいき社バス	令和6年7月1日から令和7年3月31日まで
さじ未来号	令和6年8月1日から令和7年3月31日まで
大和ふれあいタクシー	令和6年8月1日から令和7年3月31日まで
さんき楽楽バス	令和6年8月1日から令和7年3月31日まで

以上